数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅰ

A ＝－ 0.182 × a ＋ 19.2

算式Ⅰの符号

a　一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第6条第1項別表第1のイに規定される行政職俸給表（一）の適用を受ける職員（以下この表において「国の職員」という。）の俸給月額に対する当該地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を国の職員の実俸給月額の総和で除して得る加重平均方式により総務大臣が算定した数（以下この表において「ラスパイレス指数」という。）であつて令和３年４月１日現在におけるもの

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅱ

B ＝－ 0.182 × b ＋ 18.2

算式Ⅱの符号

b　平成 29 年から令和３年までの各年の４月１日現在におけるラスパイレス指数の合計数を 5 で除して得た数（当該数に小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅴ

E ＝3.21 ×（h ／ g）＋ 0.17

h ／ g に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

g　令和４年４月１日現在における業務システムに対してシステムを導入した数（「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」（令和４年４月 15 日付け総行デ第 21 号）において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「システム未導入」に対応するものとして回答したもの以外の数をいう。以下この表において同じ。

数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅰ

A ＝－ 0.185 × a ＋ 19.5

算式Ⅰの符号

a　一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第6条第1項別表第1のイに規定される行政職俸給表（一）の適用を受ける職員（以下この表において「国の職員」という。）の俸給月額に対する当該地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を国の職員の実俸給月額の総和で除して得る加重平均方式により総務大臣が算定した数（以下この表において「ラスパイレス指数」という。）であつて令和２年４月１日現在におけるもの

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅱ

B ＝－ 0.182 × b ＋ 18.2

算式Ⅱの符号

b　平成 28 年から令和２年までの各年の４月１日現在におけるラスパイレス指数の合計数を 5 で除して得た数（当該数に小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅴ

E ＝3.28 ×（h ／ g）＋ 0.21

h ／ g に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

g　令和３年４月１日現在における業務システムに対してシステムを導入した数（「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」（令和３年４月 12 日付け総行デ第 3 号）において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「システム未導入」に対応するものとして回答したもの以外の数をいう。以下この表において同じ。